

○豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知）の改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1～第3（略）	第1～第3（略）
第4 化製処理施設における交差汚染防止対策 都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。 1・2（略） 3 交差汚染防止対策の実施 原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないよう、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。	第4 化製処理施設における交差汚染防止対策 都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。 1・2（略） 3 交差汚染防止対策の実施 原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、 <u>牛など他の家畜を含む</u> 荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないよう、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。
第5・第6（略）	第5・第6（略）
第7 抗体保有状況調査 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規	第7 抗体保有状況調査 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規

定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

1 調査の対象は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とする。このうち、調査を実施する農場及び豚等については、無作為抽出により選定するものとする。

2 （略）

3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各畜舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

4 （略）

第8・第9 （略）

第10 死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聞き取りを行うこと。

定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

1 調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。

2 （略）

3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各畜舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

4 （略）

第8・第9 （略）

第10 死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

第11～第14 （略）

第15 登録飼養衛生管理者及び認定農場の要件

1・2 （略）

3 登録飼養衛生管理者の要件

都道府県知事は、豚熱ワクチンの使用について必要な知識及び技能を習得したものとして、都道府県が行う研修に参加し修了することに加え、以下の適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断した認定農場の飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）を、登録飼養衛生管理者（防疫指針第3－2の1の（3）の②の登録飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）として登録することができる。なお、この登録は、1年ごとに更新を受けなければその効力を失い、更新のためには研修に参加の上、修了する必要がある。当該研修は、別紙2「登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修実施要綱」に基づき実施すること。

（1）家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下留意事項33までにおいて「家畜防疫員等」という。）と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

（2）家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

第11～第14 （略）

第15 登録飼養衛生管理者及び認定農場の要件

1・2 （略）

3 登録飼養衛生管理者の要件

都道府県知事は、都道府県が行う研修会に参加し修了することに加え、以下の要件を満たすと判断した認定農場の飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）を、登録飼養衛生管理者（防疫指針第3－2の1の（3）の②の登録飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）として登録することができる。なお、登録のためには研修会に参加の上、修了する必要がある。研修会については、別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」に基づき実施すること。

（1）適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下留意事項33までにおいて「家畜防疫員等」という。）と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

（2）適切性

① 豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していると認められること。

第16・第17 （略） 第18 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成 都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式3－1及び3－2により作成する。 また、当該プログラムは少なくとも1年ごとに更新し、動物衛生課の確認を受ける。 1～8 （略） 9 その他ワクチン接種に当たり<u>講ずる措置</u>の内容 防疫指針第3－2の6の（1）のワクチン接種による免疫付与状況等の確認、その他講ずる措置について明示する。また、都道府県は、都道府県内のワクチン使用数量及びワクチン接種農場の戸数を1年ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告することについて明示する。 <u>10 ワクチン接種プログラムの定期的な更新以外における動物衛生課の確認</u> <u>ワクチン接種区域の範囲の変更その他記載内容に大幅な変更があったときは、定期的な更新を待たずに、当該変更時に動物衛生課の確認を受けるものとする。</u> 第19～第29 （略）	<u>② 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。</u> 第16・第17 （略） 第18 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成 都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式3－1及び3－2により作成する。 また、当該プログラムは少なくとも1年ごとに更新し、動物衛生課の確認を受ける。 1～8 （略） 9 その他ワクチン接種に当たり<u>講じる措置</u>の内容 防疫指針第3－2の6の（1）のワクチン接種による免疫付与状況等の確認、その他講ずる措置について明示する。また、都道府県は、都道府県内のワクチン使用数量及びワクチン接種農場の戸数を1年ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告することについて明示する。 （新設） 第19～第29 （略）
--	---

第30 ワクチン非接種区域への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動 1 ワクチン非接種区域への焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具のワクチン非接種区域の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、<u>甚大な自然災害の発生時等やむを得ない場合のみに限った上で</u>以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。 (1) ・ (2) (略) 2 (略) 第31 接種農場の免疫付与状況確認検査 1 ・ 2 (略) 3 免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて 免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。なお、エライザ検査が陰性の場合でも、中和試験が陽性となることがあることから、エライザ検査による抗体陽性率が低い場合などには、エライザ検査が陰性の検体について、可能な限り中和試験を実施する。中和抗体価1倍以上を陽性と判定する。 (1) ・ (2) (略)	第30 ワクチン非接種区域への豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動 1 ワクチン非接種区域への焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料、飼料及び家畜飼養器具のワクチン非接種区域の焼却施設等その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する。 (1) ・ (2) (略) 2 (略) 第31 接種農場の免疫付与状況確認検査 1 ・ 2 (略) 3 免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて 免疫付与状況確認検査の結果を踏まえた追加のワクチン接種等の方針は、以下のとおりとする。なお、エライザ検査が陰性の場合でも、中和試験が陽性となることがあることから、エライザ検査による抗体陽性率が低い場合などには、エライザ検査が陰性の検体について、可能な限り中和試験を実施する。中和抗体価1倍以上を陽性と判定する。 (1) ・ (2) (略)
--	---

(3) 1の検査において、抗体陰性の繁殖豚が確認された場合は、当該繁殖豚に対して追加接種を行う。当該繁殖豚について、追加接種後になお抗体陰性が確認された場合には、必要に応じ追加接種を行うことができる。

(4)～(7) (略)

4 (略)

第32～第35 (略)

第36 都道府県が行う指導に関する事項

1・2 (略)

3 ワクチン非接種区域の家畜市場から届出があった場合
家畜市場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 全ての豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に異常豚が発見されたこと等について出入りする関係者に情報提供すること。

(2) (略)

(3) 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。(4)並びに4の(3)及び(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入した時点以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

(3) 1の検査において、抗体陰性の繁殖豚が確認された場合は、当該繁殖豚に対して追加接種を行う。

(4)～(7) (略)

4 (略)

第32～第35 (略)

第36 都道府県が行う指導に関する事項

1・2 (略)

3 家畜市場から届出があった場合
家畜市場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に異常豚が発見されたこと等について出入りする関係者に情報提供すること。

(2) (略)

(3) 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

と。

(5) (略)

(6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに当該異常豚が当該家畜市場に搬入された後に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。以下同じ。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについて、可能な限り避けるよう指導すること。

(7)・(8) (略)

4 ワクチン接種区域の家畜市場から届出があった場合
家畜市場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 全ての豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に異常豚が発見されたこと等について出入りする関係者に情報提供すること。

(2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。

(3) 従業員等が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定され

(5) (略)

(6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについて、可能な限り避けるよう指導すること。

(7)・(8) (略)

(新設)

るまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

(5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、1の(1)から(5)までの豚熱ウイルス拡散防止に関する指導を行うこと。

(6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに当該異常豚が当該家畜市場に搬入された後に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

(7) 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。

(8) 豚熱と判明した場合には、市場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から3日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

5. ワクチン非接種区域のと畜場から届出があった場合
と畜場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 当該異常豚等及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に異常豚が発見されたこと等について情報提供すること。

4. と畜場から届出があった場合

と畜場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に異常豚が発見されたこと等について情報提供すること。

(2) (略)

(3) 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。(4)並びに6の(3)及び(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

(5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの豚熱ウイルス拡散防止に関する指導を行うこと。

(6)～(7) (略)

6 ワクチン接種区域のと畜場から届出があった場合と畜場の責任者等に対して、以下を指導すること。

(1) 当該異常豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に異常豚が発見されたこと等について情報提供すること。

(2) 届出から異常豚等が場内から搬出され、異常豚等が所在した場所の消毒が完了するまでの間、畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底すること。

(3) 従業員等が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(2) (略)

(3) 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

(4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

(5) 異常豚の所有者を直ちに特定し1の(1)から(5)までの豚熱ウイルス拡散防止に関すること。

(6)～(7) (略)

(新設)

（４）従業員等及び（１）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

（５）異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの豚熱ウイルス拡散防止に関する指導を行うこと。

（６）異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底すること。

（７）豚熱と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から３日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

第37～第43 （略）

第44 防疫指針第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査における遺伝子検出検査で陽性が確認された場合にワクチン由来と判断するための要件

ワクチン接種農場について、防疫指針第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認さ

第37～第43 （略）

第44 防疫指針第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査における遺伝子検出検査で陽性が確認された場合にワクチン由来と判断するための要件

ワクチン接種農場について、防疫指針第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査において、遺伝子検出検査で陽性が確認さ

れた場合、都道府県は、以下の事項を確認した上で、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを総合的に判断する。 1 (略) 2 病性鑑定対象の豚等 (削る。) <u>(1) (略)</u> <u>(2) (1) の陽性となった検体について、Ct値が概ね30以上であること</u> <u>(3) エライザ検査で抗体産生を確認していること。ただし、ワクチン接種後の日数を考慮して、エライザ検査が陰性となったと考えられる場合は除く。</u> 3 同居する豚等 (1) ・ (2) (略) <u>(3) エライザ検査で抗体産生を確認していること。ただし、ワクチン接種後の日数を考慮して、エライザ検査が陰性となったと考えられる場合は除く。</u> 4 ・ 5 (略) 第45～第55 (略) 第56 <u>ワクチン非接種区域に所在する</u>発生農場における防疫措置の実施に関する事項 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、作業ごとの責任者等、防疫措置に従事する人員の指揮命令系統を明	れた場合、都道府県は、以下の事項を確認した上で、豚熱ワクチンに由来するものかどうかを総合的に判断する。 1 (略) 2 病性鑑定対象の豚等 <u>(1) ワクチン接種から概ね30日以内の個体であること</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (2) の陽性となった検体について、Ct値が概ね30以上であること</u> <u>(4) エライザ検査で抗体産生状況を確認していること。</u> 3 同居する豚等 (1) ・ (2) (略) <u>(3) エライザ検査で抗体産生状況を確認していること。</u> 4 ・ 5 (略) 第45～第55 (略) 第56 発生農場における防疫措置の実施に関する事項 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
---	--

確にすること。

2～4 （略）

5 感染経路の究明のために採材する検体の種類及び数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 畜舎当たり10頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

第57～第66 （略）

第67 ワクチン接種区域に所在する発生農場における防疫措置の実施に関する事項

1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、作業ごとの責任者等、防疫措置に従事する人員の指揮命令系統を明確にすること。また、疑似患畜から除外され、飼養の継続が想定される、又は飼養が継続する豚等への感染防止のため、これらの豚等の飼養衛生管理の動線と防疫措置の動線が交差することのないよう、防疫措置を実施する時間帯や動線等を適切に設定すること。

2 家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚熱の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第52条の3の規定に基づき行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏

2～4 （略）

5 感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 畜舎当たり10頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

第57～第66 （略）

（新設）

なく説明すること。また、疑似患畜から除外され、飼養の継続が想定される、又は飼養が継続する豚等の飼養衛生管理に当たり、防疫措置の動線との交差を防止するとともに、衛生管理区域への入退場時や畜舎等への立入りに当たり、更衣、消毒等を徹底するよう指導すること。

3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、患畜が確認された畜舎やウイルスに感染している疑いがある豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

4 現地の総括責任者は、と殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。

5 感染経路の究明のために採材する検体の種類及び数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定するものとするが、豚熱ウイルスの浸潤状況を明らかにするため、原則として患畜確認時点で患畜又は殺処分命令を行う疑似患畜が飼養されている畜舎を対象とする。検体は、豚熱感染を疑う臨床症状を呈している個体を優先して採材し、畜舎内で偏りが生じないように、1 畜舎当たり10頭、農場当たり最大50頭程度から採材することを基本とする。

6 以上の事項は、既に死亡している等の理由により患畜のと殺が行われず、防疫指針第7－2の2の殺処分のみを実施する場

合でも防疫措置の実施に当たりの確に実施すること。

第68 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、飼養を継続する豚等が存在することに鑑み、次の事項に留意すること。

- 1 防疫措置の実施に当たり、都道府県は、豚等が飼養されている畜舎に不必要に近づき、立ち入ることなどのないよう、防疫措置従事者を指導し、これを徹底すること。
- 2 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 3 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。
- 4 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 5 帰庁又は帰宅後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、防疫措置従事者の

（新設）

心身の健康維持に努めること。

第69 殺処分の範囲について

1 (略)

2 例外的な対応が必要な場合

(1) 発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合

都道府県の指示に従って適切にワクチン接種を実施していないと都道府県が認めた場合には、原則として、1 (1) 又は (2) に該当しない豚等であっても、1 (3) に該当する豚等として、繁殖豚を含む全ての豚等について殺処分を行うものとする。

(2) 感染が限局していない場合

防疫指針第7-2の2の(2)の拡散状況確認検査において、感染が限局しておらず、患畜確認時点で既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤していると考えられる場合には、原則として、1 (1) 又は (2) に該当しない豚等であっても、1 (3) に該当する豚等として、繁殖豚を除く全ての豚等について殺処分を行うものとする。

(3) その他続発を防ぐことが困難と認められる場合

発生農場が適切にワクチン接種を実施しているものの、肥育豚の免疫付与状況が著しく低い場合、飼養衛生管理が徹底されていないと判断される場合等、ワクチン接種の状況や家畜の飼養状況等を総合的に勘案した結果、続発を防ぐことが困難と認められる場合には、1 (1) 又は (2) に該当しない豚等であっても、1 (3) に該当する豚等として、繁殖豚

第67 殺処分の範囲について

1 (略)

2 例外的な対応が必要な場合

(1) 発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合

都道府県の指示に従って適切にワクチン接種を実施していないと都道府県が認めた場合には、原則として、繁殖豚を含む全ての豚等について殺処分を行うものとする。

(2) 感染が限局していない場合

防疫指針第7-2の2の(2)の拡散状況確認検査において、感染が限局しておらず、患畜確認時点で既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤していると考えられる場合には、原則として、繁殖豚を除く全ての豚等について殺処分を行うものとする。

(新設)

を除く全ての豚等について殺処分を行うことや、繁殖豚を含む全ての豚等について殺処分を行うことができる。

3 (略)

第70～第75 (略)

第76 防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、発生農場内で豚等の飼養を継続する畜舎等及び発生農場外への病原体拡散防止措置を迅速かつ効果的に実施する。

第77 (略)

第78 畜舎等の消毒について

都道府県は、患畜及び疑似患畜が確認された農場の豚等の所有者に対し、畜舎等の消毒の実施に当たり、患畜及び疑似患畜(殺処分された豚等であって、遺伝子検出検査で陽性になった豚等を含め、豚熱ウイルスに感染していた疑いがあるものに限る。)が所在していた畜房については空房とするよう、あらかじめ指示すること。また、同様に殺処分対象から除外された繁殖豚から生まれた子豚がワクチン免疫を付与されるまでの間に飼養されると見込まれる畜舎等について、原則として空舎とするよう、あらかじめ指示すること。ただし、繁殖豚や明らかに免疫を付与されていると考えられる豚等の移動先がない場合に

3 (略)

第68～第73 (略)

(新設)

第74 (略)

第75 畜舎等の消毒について

都道府県は、患畜及び疑似患畜が確認された農場の豚等の所有者に対し、畜舎等の消毒の実施に当たり、患畜及び疑似患畜が所在していた畜房については空房とするよう、あらかじめ指示すること。また、同様に殺処分対象から除外された繁殖豚から生まれた子豚がワクチン免疫を付与されるまでの間に飼養されると見込まれる畜舎等について、原則として空舎とするよう、あらかじめ指示すること。

については、動物衛生課と協議の上、こうした豚等の飼養を継続しながら消毒を行うことができるものとする。その場合、当該畜舎等で分散して飼養されている豚等を可能な限り一か所に集約しながら消毒を実施するよう努めるなど、消毒の徹底に万全を期すこと。

第79 と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第7－2の1から5までに準じた防疫措置を講ずること。

また、防疫指針第7－2の5に準じて行われると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となるときは、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施すること。

第80 （略）

第81 制限の対象外

1 と畜場への生きた豚等の出荷

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、と畜場（ワクチン接種区域内のと畜場に限る。）へ出荷適期を迎えた以降の豚等

（新設）

第76 （略）

第77 制限の対象外

1 と畜場への生きた豚等の出荷

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、と畜場（ワクチン接種区域内のと畜場に限る。）へ出荷適期を迎えた以降の豚等

を移動させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜保健衛生所は、(2)の報告による臨床症状等を確認すること。

(4) (3)で出荷豚群の複数頭で豚熱が否定できない場合があれば、家畜防疫員は農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法））を実施すること。また、必要に応じ、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

(5)・(6) (略)

2 他の農場への生きた豚等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、他の農場（ワクチン接種区域内の農場に限る。）へ豚等を移動させることができる。

(1)～(8) (略)

3 他の農場への精液等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、他の農場（ワクチン接種区域内の農場に限る。）へ精液等を移動させ、使用することができる。

(1)～(4) (略)

4 他の施設への豚等の死体等の移動

飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを家畜防疫員

を移動させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜保健衛生所は、(2)の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

(4) (3)で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、家畜防疫員は農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法））を実施すること。また、必要に応じ、検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。

(5)・(6) (略)

2 他の農場への生きた豚等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場（ワクチン接種区域内の農場に限る。）へ豚等を移動させることができる。

(1)～(8) (略)

3 他の農場への精液等の移動

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場（ワクチン接種区域内の農場に限る。）へ精液等を移動させ、使用することができる。

(1)～(4) (略)

4 他の施設への豚等の死体等の移動

飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを家畜防疫員

が確認した監視プログラム適用農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、防疫措置の完了後に、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設（ワクチン接種区域内の施設に限る。）に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具（以下本項において「死体等」という。）を移動させることができる。ただし、これは、当該農場において講じ得る全ての対応を実施してもなお、当該死体等を移動させなければ豚等の飼養の継続が困難になる場合等に限るものとし、特に死体については、移動先を他の農場と交差するおそれがない又は少ない産業廃棄物処理施設とするよう努めること。

(1) ・ (2) (略)

5 他の施設からの生きた豚等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の導入

以下の要件を満たす生きた豚等並びに精液等、敷料、飼料及び家畜飼養器具については、他の施設から導入することができる。

(1) 生きた豚等

- ① 防疫措置が完了していること。
- ② 導入しようとする豚等が、ワクチン接種後20日以上経過していること。
- ③ 飼養衛生管理基準に基づき、導入しようとする農場に立ち入る人、車両等について消毒等の措置を徹底すること。
特に、当該農場からの退出時においては、病原体の農場外

が確認した監視プログラム適用農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設（ワクチン接種区域内の施設に限る。）に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具（以下本項において「死体等」という。）を移動させることができる。ただし、これは、当該農場において講じ得る全ての対応を実施してもなお、当該死体等を移動させなければ豚等の飼養の継続が困難になる場合等に限るものとし、特に死体については、移動先を他の農場と交差するおそれがない又は少ない産業廃棄物処理施設とするよう努めること。

(1) ・ (2) (略)

(新設)

への拡散防止の観点から、消毒等の措置を確実に徹底して実施すること。

(2) 精液等、敷料、飼料及び家畜飼養器具

飼養衛生管理基準に基づき、導入しようとする農場に立ち入る人、車両等について消毒等の措置を徹底すること。特に、当該農場からの退出時においては、病原体の農場外への拡散防止の観点から、消毒等の措置を確実に徹底して実施すること。なお、精液等については、導入の必要性について十分検討の上、やむを得ず導入しなければならない場合を除き、導入を控えること。

第82～第84 (略)

第85 監視プログラム解除検査を実施する際の留意点について
都道府県は、留意事項72に準じて検査を実施すること。

第86～第106 (略)

第107 豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等の再導入(法第16条の規定に基づくと殺又は第17条の規定に基づく殺処分により、飼養する豚等が存在しなくなった農場が、経営を再開するために再び豚等を導入することをいう。以下同じ。)を予定している場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

第78～第80 (略)

第81 監視プログラム解除検査を実施する際の留意点について
都道府県は、留意事項70に準じて検査を実施すること。

第82～第102 (略)

第103 豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等の再導入を予定している場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

1～3 (略)

第108～第125 (略)

別紙1 (略)

別紙2 登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修実施要綱

1 趣旨

豚熱の発生予防においては、豚熱ワクチンを厳格に管理し、防疫指針第3－2の2の(2)に基づき都道府県が作成するワクチン接種プログラムに基づき適時・適切に接種することが重要となることから、本研修において、登録飼養衛生管理者(家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和8年法律第20号。以下「改正法」という。))のうち家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。))に附則第6条を加える規定が施行された場合における同条第1項の登録(以下「登録」という。))を受けることとなる飼養衛生管理者(法第12条の3の2第1項に規定されるものをいう。))をいう。以下同じ。))が豚熱ワクチンを使用するに当たり、必要な知識及び技能を習得させ、農場においてワクチンの保管、管理、接種、接種実績の記録・報告等を適切に実施することが可能な体制を構築することが必要となる。

改正法のうち、登録飼養衛生管理者に係る規定が施行された後(以下「改正法施行後」という。))には、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種は、法に基づき実施されることから、飼養衛生管理者であって、防疫指針第3－2の1の(3)の②で規

1～3 (略)

第104～第121 (略)

別紙1 (略)

別紙2 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱

1 目的

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。))第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者であって、防疫指針第3－2の1の(3)の②で規定された都道府県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して登録する者(以下「登録飼養衛生管理者」という。))による豚熱ワクチン接種の実施に当たり、豚熱ワクチンを厳格に管理し、適時適切に接種する観点から、農場においてワクチンの保管及び管理、ワクチンの接種、接種実績の記録・報告等を適切に実施することが可能な体制を確保する必要がある。このため、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を必要とする農場を管轄する都道府県が実施すべき研修に関する基本的な方針を定め、当該農場におけるワクチン接種の実施体制の整備を図るものとする。

定された都道府県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して既にワクチン接種を実施している者であっても、改正法施行後も継続して豚熱ワクチンを接種するためには、改正法が施行される前までに改正法附則第3条第1項の規定により行う研修の課程を修了し、同条第3項の登録を改めて受ける必要がある。

以上を踏まえ、登録飼養衛生管理者の登録及び更新のための研修（以下「研修」という。）の実施に必要な事項を本要綱において定めるものとする。

2 研修対象者

研修の対象者は、研修を実施する都道府県に所在する農場の衛生管理区域を担当する飼養衛生管理者であって、家畜防疫員又は知事認定獣医師の管理の下、豚熱ワクチン接種を実施する必要がある者（以下「研修対象者」という。）とする。

なお、改正法による改正後の法（以下「新法」という。）附則第6条第1項ただし書第1号から第4号までに定める以下の者は研修を終了しても登録を受けることができない点に留意すること。

- （1）精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （3）法、獣医師法（昭和24年法律第186号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年

2 研修会の対象者

研修の対象者は、飼養衛生管理者であって、家畜防疫員又は知事認定獣医師の管理の下、豚熱ワクチン接種を実施する必要がある者（以下「研修生」という。）とする。

法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）又は獣医療法（平成4年法律第46号）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（4）新法附則第8条第1号から第3号までのいずれかに該当し、新法附則第6条第1項の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

3 基本方針

（1）研修の実施

都道府県は、以下の研修を実施する。この際、受講対象者が研修を受講する機会を確保するため、地域の実情及び受講対象者の状況を踏まえ、開催回数、実施時期及び実施方法について適切に配慮し、必要な体制の整備に努めるものとする。

① 初回研修（新法附則第6条第1項に基づく登録を受けていない研修対象者が受講する新法附則第6条第1項に規定する研修をいう。以下同じ。）

② 更新研修（新法附則第6条第1項に基づく登録を受けている研修対象者が毎年受講する新法附則第6条第4項に規定する研修をいう。以下同じ。）

（2）研修の開催方式

原則として、初回研修は実地開催とする。

（3）研修の内容

研修の内容には、少なくとも次の事項を含めるものとする。この際、都道府県は、研修の内容の作成及びその実施に当た

3 研修会に関する基本方針

（1）研修の実施

研修生が豚熱ワクチン接種を適切に実施するために必要な3（3）の知識及び技術の習得並びに向上を図ることが重要である。このため、都道府県は、研修生によるワクチン接種を実施するに当たり、研修生が必ず事前に研修会に参加することができるよう本研修会を開催する。

（2）研修の方法

都道府県は、原則として、研修会を実地開催する。

（3）研修内容

課すべき研修の内容については、少なくとも次の事項を含めるものとする。都道府県は、研修の内容の作成及び実施に当

ては、豚等の診療や飼養衛生管理に係る専門的な技術及び知識を有する獣医師関連団体と連携かつ協力すること。特に、豚熱ワクチンの接種技術の事項について、研修対象者が必要な知識及び技術を習得し向上できるよう内容を充実させるよう努めるものとする。

なお、他都道府県で既に本要綱に基づき研修を修了した者について、全部又は一部の研修事項について十分習熟していると都道府県が認めるときには、都道府県の判断により当該都道府県における研修内容の全部又は一部を省略することができるものとする。

ア 豚熱ワクチン接種に関する制度

(ア) ワクチン接種の関係法令

(イ) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びその留意事項の内容（研修対象者が豚熱ワクチン接種を実施する上での要件等）

イ 豚熱ワクチンの性能

ウ 豚熱ワクチンの管理方法の知識

(ア) 作業手順書の作成等、接種に向けた体制整備に必要な事務手続

(イ) 豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項

(ウ) 豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点（適切な保管等）

エ ワクチン接種に関する技術

(ア) 豚熱ワクチンの正しい接種法

たつては、豚についての専門的な技術及び知識を有する獣医師関連団体と連携かつ協力し、特に豚熱ワクチンの接種技術の事項について、研修生が必要な知識及び技術を習得し向上できるよう内容を充実させるものとする。

① 知識（基礎）

ア 家畜の飼養衛生管理

(ア) 海外及び国内（特に当該都道府県）における豚熱の発生の状況・動向

(イ) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容

(ウ) 豚熱の発生予防対策及びまん延防止対策に係る内容

イ 豚熱ワクチンの基礎知識

(ア) 豚熱ワクチンの正しい使用法、ワクチンの性能、ワクチンによる免疫付与関係及びワクチン接種の関係法令

② 知識（制度）

ウ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種に係る制度

(ア) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びその留意事項の内容（研修生が豚熱ワクチン接種を実施する上での要件等）

(イ) 作業手順書の作成等、接種に向けた体制整備に必要な事務手続

(ウ) 豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項

(エ) 豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点（適切な保管、使用したワクチンの容器の返却等）

(イ) 豚熱ワクチンの接種時の具体的手技及び注意点

(ウ) 豚熱ワクチンの接種事故の未然防止及び発生時の対処方法

オ その他

(ア) 海外及び国内（特に当該都道府県）における豚熱の発生の状況・動向

(イ) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容

(ウ) 豚熱の発生予防対策及びまん延防止対策に係る内容

(エ) その他都道府県が必要と認める事項

4 修了証の交付

都道府県は、研修対象者が初回研修又は更新研修の課程を修了したことを確認した場合には、別紙様式を参考に修了証を交付する（別紙様式については、必要に応じて項目を加除して交付すること）。

（削る。）

（削る。）

③ 接種技術

エ 豚熱ワクチン接種の方法

(ア) 豚熱ワクチンの接種時の具体的手技及び注意点

(イ) 豚熱ワクチンの接種事故の未然防止及び発生時の対処方法

④ その他

都道府県が必要と認める事項

4 研修の修了及び登録

(1) 修了証の交付

都道府県は、研修生が3（3）の課程を修了したことを確認した場合には、別紙様式を参考に修了証を交付する（別紙様式については、必要に応じて項目を加除して交付すること）。

(2) 修了証の交付に係る留意点

研修生によるワクチン接種に当たっては、原則として、従事する農場を管轄する都道府県による修了証の交付が必要である。ただし、他都道府県で既に本要綱に基づき研修を修了し、修了証の交付を受けており、一部の研修事項について十分習熟していると都道府県が認める者等に対しては、都道府県の判断により自県における一部の研修事項の受講を免除することができるものとする。

(3) 名簿の登録

(削る。)	<u>都道府県は、4（１）の修了証の交付を受けた者が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断した場合には、当該者を登録飼養衛生管理者として登録し、名簿を作成する。当該登録名簿には、少なくとも登録飼養衛生管理者の①修了番号及び修了年月日、②住所、氏名及び生年月日、③当該都道府県において従事する農場名及び住所、④当該都道府県以外において登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種に従事する農場名及び住所、⑤本要綱に基づく研修の最終受講日を記載する。</u> <u>5 登録後のフォローアップ研修</u> <u>（１）フォローアップ研修回数</u> <u>登録飼養衛生管理者の名簿への登録後、都道府県は、原則として、毎年１回以上研修を実施し、登録飼養衛生管理者が必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るものとする。</u> <u>（２）フォローアップ研修の方法</u> <u>都道府県は、原則として、研修会を実地開催するものとする。ただし、5（３）の研修を実施するに当たり、登録飼養衛生管理者の研修内容に対する習熟度等を勘案し、オンライン開催や資料等の提供による研修によって、必要な知識及び技術の習得、維持並びに向上を図ることが可能であると都道府県が判断する場合においては、この限りではない。</u> <u>（３）フォローアップ研修内容</u> <u>課すべき研修の内容については、3（３）に準じるものとする。ただし、一部の研修事項について、登録飼養衛生管理者が十分に理解及び習熟していることを都道府県が確認した場合に</u>
--------------	--

(削る。)	<u>は、当該事項について受講を免除することができるものとする。</u>
(削る。)	<u>6 登録名簿の記載事項の変更</u> <u>登録飼養衛生管理者の名簿の記載事項に変更が生じた場合、登録飼養衛生管理者はその旨を当該農場を管轄する都道府県に届ける。</u> <u>7 登録名簿からの除外</u> <u>(1) 登録飼養衛生管理者が次のいずれかに該当する場合であつて、都道府県の指導による改善が見られない場合には、都道府県が管理する登録名簿から除外するとともに、当該者は速やかに修了証を交付元の都道府県に返納する。なお、登録名簿から除外された時点で修了証は失効するものとする。</u> <u>① 本研修を、原則として、毎年1回以上受講すべきところ、受講していないとき。</u> <u>② 法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件を満たさなくなったとき。</u> <u>③ その他、登録飼養衛生管理者が従事する農場において、ワクチン接種実績及び使用数量等の記録及び報告がなされない、ワクチンの適切な管理が実施されない等、豚熱ワクチンを適時適切に接種かつ厳格に管理する上で、適切でない事由が発生したとき。</u> <u>④ 罰金以上の刑に処せられたとき等、登録名簿から除外すべきであると都道府県が判断したとき。</u>

別紙3 (略)

別記様式1～15 (略)

別記様式16

別記様式第16

登録飼養衛生管理者の登録申請書

令和〇年〇月〇日

〇〇県知事 殿

申請者の氏名

申請者の生年月日

申請者の住所

既熟ワクチンを使用することを業種とするため、家畜伝染病予防法（昭和25年法律第166号、以下「法」という。）附則第6条第1項に規定される登録飼養衛生管理者としての登録を受けたいので、下記により申請します。

記

1 飼養衛生管理者としての業種を付う農場名

〇〇農場

2 飼養衛生管理者としての業種を付う農場の住所

〇〇県〇〇市〇〇△△

3 飼養衛生管理者となっている衛生管理区域の住所

〇〇県〇〇市〇〇△△

4 修了した登録飼養衛生管理者研修の機関

〇〇研修所

5 4の修了年月日及び修了証番号

令和〇年〇月〇日 / 第〇〇〇〇号

6 欠格要件の有無

無（別紙「欠格要件確認書」のとおり）

7 その他

1の農場は、既熟に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に定める認定農場であり、その全ての衛生管理区域は既熟ワクチンの適正な管理体制を整備しています。

また、1の農場における家畜の所有者は、1の農場の衛生管理区域における衛生管理の方法について過去1年以内に法第12条の6第1項及び法第34条の2第1項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由がありません。

（2）登録名簿から除外された当該登録飼養衛生管理者が他都道府県において登録されている場合は、当該都道府県に報告する。

別紙3 (略)

別記様式1～15 (略)

(新設)

別記様式17

別記様式 17

登録飼養衛生管理者の登録更新申請書

令和〇年〇月〇日

〇〇県知事 殿

申請者の氏名
申請者の生年月日
申請者の住所

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第168号）附則第5編第3項に基づき、登録飼養衛生管理者の登録の更新を下記により申請します。

記

- 1 飼養衛生管理者としての業務を行う農場名
〇〇農場
- 2 飼養衛生管理者としての業務を行う農場の住所
〇〇県〇〇市〇〇△△
- 3 飼養衛生管理者となっている衛生管理区域の住所
〇〇県〇〇市〇〇△△
- 4 市了した登録飼養衛生管理者更新の種類
更新研修
- 5 4の市了年月日及び市了証番号
令和〇年〇月〇日 / 第〇〇〇〇号
- 6 欠格要件の有無
無（別紙「欠格要件確認書」のとおり）
- 7 その他
（補填すべき事項があれば記載。なければ空欄でも可）

（新設）

別記様式16及び17の別紙

別記様式 16 及び 17 の別紙

登録飼養衛生管理者の登録に係る欠格要件の確認書

私は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）附則第5条第1項第1号から第4号までに規定された次の欠格要件のいずれにも該当しません。

- 1 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として、精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 家畜伝染病予防法、獣医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び獣医療法の規定であって農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 （1）又は（2）に該当して登録飼養衛生管理者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
（1）登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチンの使用の業務に関し、不正の行為があった場合
（2）虚偽又は不正の事実に基づいて登録飼養衛生管理者の登録を受けた場合

令和〇年〇月〇日
氏名

（新設）

別記様式 18	
登録飼養衛生管理者の登録事項の変更届出書	
令和〇年〇月〇日	
〇〇県知事 殿	
届出者の氏名 係り証番号	
登録飼養衛生管理者の登録に係る事項に変更があったので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）附則第 7 条に基づき、下記により届け出ます。	
記	
1 変更事項 （該当する項目に☑を記入してください。また、「その他」を選択した場合は、括弧内に変更した事項を具体的に記載してください。）	
☒ 氏名	
☐ 住所	
☐ 衛生管理区域	
☐ その他（ ）	
2 変更内容	
変更前	変更後
農林 花子	水産 花子

(新設)

別記様式19

(新設)

附 則

この通知は、令和８年８月31日から施行する。